平成２７年（フ）第２２２号
神奈川県逗子市小坪２丁目８番８号　Ｂ号
破産者　笠井　康平
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２号
静岡県御殿場市竈561－１　フレグランス住慎Ａ103、住民票上の住所静岡県駿東郡小山町上古城79番地の２
破産者　杉山　彰彦
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３４８号
愛知県一宮市木曽川町里小牧字道路寺112番地１
破産者　日比野竜也
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３４８号
兵庫県伊丹市奥畑３丁目３番地センチュリーハウス201号、開始決定時の住所兵庫県芦屋市六麓荘町11番32号
破産者　中尾　康三
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２８５号
兵庫県西宮市段上町２丁目24番９号　カネシマハイツ103号、開始決定時の住所兵庫県西宮市一里山町11番10―302号
破産者　山根　　修
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４８６号
兵庫県西宮市門戸西町１番32―206号、前住所兵庫県西宮市北六甲台４丁目１番11号
破産者　長井日出雄
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５３２号
兵庫県尼崎市東園田町７丁目11番地の24、前住所兵庫県尼崎市尾浜町１丁目32番１―601号
破産者　上永田孝泰
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６７５号
兵庫県西宮市枝川町１番139―501号、前住所兵庫県西宮市枝川町16番110―505号
破産者　池田　大海
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第６８２号
兵庫県尼崎市武庫之荘西２丁目35番７号402、前住所兵庫県尼崎市武庫之荘１丁目10番４号エクセル武庫之荘201号
破産者　杉原　清仁
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第２号
兵庫県西宮市山口町名来２丁目５番７号　グランエクセルⅡ101号
破産者　池松　浩一
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１６号
兵庫県尼崎市武庫元町３丁目５番14―310号
破産者　内田　　隆
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５８６号
福岡県遠賀郡芦屋町江川台10番10号
破産者　横尾　　彩
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第５号
北九州市八幡西区町上津役東２丁目２番７号
破産者　船木　益次
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１０号
北九州市門司区清見３丁目２番１―312号
破産者　小田　純生
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第９２号
佐賀市久保泉町大字川久保3784番地17
破産者　久保山利浩
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２１５号
佐賀県小城市牛津町柿樋瀬1082番地１、前住所佐賀県小城市牛津町上砥川58番地１
破産者　源五郎丸茂忠
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２８１号
佐賀市田代１丁目８番29号　パステル11102
破産者　まぐろの鮪幸ことカフェ　ド　リンクこと　佐藤　邦和
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３１２号
佐賀市久保田町大字徳万2399番地　グランドオーパ201
破産者　神田淳一郎
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係